



大会使用音楽ガイドライン

Ver.2.3 [applies from summer of 2025]

※昨年度からの変更点※

申請時にレコード会社名（レーベル名）が必須になりました
→詳細は11～12ページ



ダンスと音楽は切っても切れない関係です。

舞踊はいつの時代も音楽と共にありました。

だからダンスを志す皆様にも、音楽の権利を確実に守って頂きたいと考えています。

加えて「高校ダンス部日本一」を決めるダンススタジアムは、全てのダンス部の目標となる大会です。
だから会場でもテレビでも配信でも、可能な限り多くの人に皆様の演技を見て頂く環境を整えたいのです。

そこで大会に参加して頂く皆様と顧問の先生方をお願いします。

このガイドラインに沿って音楽を選んでください。

大変恐縮ですが確認・申請に若干のお手間をおかけします。

邦楽はもちろんインディーズ系などの一部を除いて多くの洋楽もほぼ問題なく使用できるかと思います。

本ガイドラインに沿わない音楽は大会で使用できません。

ぜひ音楽の権利を守りつつ完全無欠の作品を創り上げて頂きたいようお願い申し上げます。



大会で使用可能な音楽

音楽の権利には大きく分けて2種類あります。

作詞者・作曲者などが持つ「著作権」とCD等の音源を作ったレコード会社などが持つ「原盤権」です。

これを踏まえ、ダンススタジアムで使用可能な音楽は下記4種類となります。

①**権利フリー音楽**（著作権も原盤権も共に権利フリーの音楽）

②**オリジナル音楽**（著作権も原盤権も共に学校が保有している音楽）

→この場合は、放送と配信について学校側でご許諾頂けることが条件です。

③**権利許諾済み音楽**（著作権も原盤権も共に学校が権利者から許諾を得た音楽）

→この場合は、放送と配信について権利者にご許諾頂けることが条件です。

④**本ガイドラインに適合した音楽**

一般的に流通している商業音楽から音楽を選択する④のケースがほとんどかと思います。

この場合、次ページ以降のガイドラインの手順に沿って権利の確認と申請をお願い致します。



ガイドラインの2STEP

一般に流通している商業音楽から音楽を選ぶ際、使用全曲について下記2段階の確認をお願い致します。

STEP1) 「原盤権」の確認

下記a～cいずれかの条件を満たしている必要があります。

- a)国内版のCDが発売されている
- b)レコチョクでダウンロード可能
- c)Apple Musicでダウンロード可能

※原盤権の確認は以上で終了です →STEP2へ

※昨年度からの変更点※
原盤権の許諾に関連して
申請時にレコード会社名
(レーベル名)が必須です
→詳細は11～12ページ

STEP2) 「著作権」の確認

日本の音楽著作権管理団体である「JASRAC」「NexTone」のいずれかに
「放送」と「配信」の権利が両方とも委託されている必要があります。

- a)JASRACデータベースで検索・判定 →5ページへ
- b)NexToneデータベースで検索・判定 →8ページへ

※「放送はJASRAC・配信はNexTone」など団体をまたがる管理でもOKで



STEP2-a-①：JASRACデータベースで曲を検索



JASRACデータベース「J-WID」にアクセスしてください。
(<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>)

JASRAC データベース



< 了承画面 >

< 検索画面 >

< 検索結果（管理状況） >

※アーティスト名でも検索できますが、ヒットしにくい場合があります。
作品タイトルを正確に入力することをおすすめします。

→6ページ「判定」へ



STEP2-a-②：JASRACデータベースでの「判定」

<放送・配信ともに○>

<内国作品（邦楽）の場合>
著作権確認OKです。

→11ページ「報告」へ

<外国作品（洋楽）の場合>
追加の確認作業が必要です。

→7ページ「洋楽追加確認」へ

<放送・配信に×が含まれる>

「×」になっている項目について
もう一つの団体「NexTone」で管理
されているか確認をお願い致します。

→8ページ「NexTone確認」へ

※NexToneでも×だった場合は
権利NGです。曲を変更するか、
権利者から直接許諾をとって下さい。

<放送・配信に×はないが△が含まれる>

JASRACで著作権処理が可能か
この段階ではまだわかりません。
もう一つの団体「NexTone」で○に
なるかどうか確認をお願い致します。

→8ページ「NexTone確認」へ

※NexToneでも○でない場合
JASRACの△の内容を検証します。
→12ページ「問い合わせ」に
状況を詳しくお伝えください。



STEP2-a-③：JASRAC「外国作品(洋楽)」追加確認

「外国作品(洋楽)」については、放送・配信ともに「○」でも下記の追加確認をお願い致します。

＜「外国作品」であることを確認し、「配信」ボタンをCLICK＞

＜「管理状況詳細」が表示されます＞

No.	著作権/出版者 ①	種別 ①	契約 ①	管理 ①
1	BOWIE DAVID	作曲者	演奏・PRS	録音・
2	DEACON JOHN RICHARD	作曲者	演奏・PRS	録音・
3	MAY BRIAN HAROLD	作曲者	演奏・PRS	録音・
4	MERCURY FREDERICK	作曲者	演奏・PRS	録音・
5	TAYLOR ROGER MEDDOWS	作曲者	演奏・PRS	録音・
6	MAINMAN SAAG LTD NEW YORK	出版者	演奏・PRS	録音・
	ソニー・ミュージックパブリッシング EM1外国事業部	サブ出版	JASRAC	
7	TINTORETTO MUSIC	出版者	演奏・EMI	録音・
	ワーナー・チャペル音楽出版 株式会社 Synch事業部	サブ出版	JASRAC	
	ヤマハミュージックEH(CM)	サブ出版	JASRAC	
8	QUEEN MUSIC LTD	出版者	演奏・PRS	録音・MCPS
	ソニー・ミュージックパブリッシング EM1外国事業部	サブ出版	JASRAC	

＜外国作品判定リストで確認＞

<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/info/stream.ht>



※基本使用料支払いが必要とならない場合

→著作権確認OK 11ページ「報告」へ

※基本使用料支払いが必要となる場合

→曲を変更するか

13ページ「問い合わせ」に
状況を詳しくお伝えください。

＜サブ出版欄に下記1～4があるか確認＞

1. ショット・ミュージック
2. ヤマハミュージック
3. リフレックス
4. テレビ東京ミュージック

※1～4が含まれていない

→著作権確認OK 11ページ「報告」へ

※1～4が含まれている

→左の「判定リスト」確認へ



STEP2-b-①：NexToneデータベースで曲を検索



NexToneデータベースにアクセスしてください。
(<https://search.nex-tone.co.jp/>)

NEXTONE データベース 🔍

<了承画面>

<検索画面>

<検索結果（管理状況）>

NexTone

作品検索データベース 利用規約

第1条（目的）
NexTone作品検索データベース(以下「作品データベースという」)は、音楽出版社等の著作権者が、自らが保有する音楽著作権(全部か一部の管理区分かの別を問わない)について、株式会社 NexTone(以下「NexTone」という)と管理委託契約を締結し、作品情報をNexToneに提出することによって、NexToneに著作権の管理を委託した作品と、その著作権にかかる情報を提供するものです。

第2条（本規約）
NexToneは、利用者への事前通知や利用者からの承諾なく、本規約を変更できるものとします。

第3条（利用について）
1. 作品の情報は、NexToneによる作品版の内容確認後、順次、作品データベースに追加し公表します。
2. 作品データベースに含まれる個々の情報は、権利関係の変更等により、編集、削除、追加等、変更される可能性があります。

第4条（禁止事項）
1. NexToneに対する事前の断りなく、作品データベースの情報の一部または全てを複写、複製、転載することを禁じます。
2. 作品データベースの画面への直接のリンクを禁じます。
3. 作品データベースは、NexToneのWebサイト内でのみの使用に限り、作品データベースの検索窓をNexTone以外のサイトに設置し、及び/または、NexTone以外のサイトから作品データベースを利用することを禁じます。

第5条（免責事項）
第4条に定める行為により、利用者において不利益となるような事態が発生した場合であっても、NexToneでは一切責任を負わないものとします。

第6条（損害賠償）
利用者が第4条に定める行為、その他の行為によりNexToneに損害を与えた場合、NexToneは当該利用者に対して損害賠償等を求めることがあります。

第7条（著作権）
作品データベースの著作権は、NexToneに帰属しています。

第8条（準拠法、裁判管轄）
本規約の準拠法は日本法とします。また、作品データベース、及び本規約に関連してNexToneと利用者の間で生じた紛争については東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

👉 以上に同意の上、作品データベースを利用する

NexTone

作品検索データベース

フリーワード 🔍 部分一致

▲ 詳細検索

作品コード 🔍 完全一致

作品名 🔍 すべて 部分一致 and or すべて 部分一致

著作権者名 🔍 部分一致 and or 部分一致

権利者名 🔍 部分一致 and or 部分一致

アーティスト名 🔍 部分一致 and or 部分一致

管理区分 🔍 一括チェック 楽曲利用 (CD・FM) デジタル FM ゲーム 映画 広告 配信 放送 出版 貸与 通付 演奏会・催物等 上映・BGM 社交場・お付

50 🔍 件ずつ表示 作品名 🔍 昇順 🔍 で表示 🔍 検索 🔍 検索条件クリア

	管理状況												
役割	オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告	配信	放送	出版	貸与	通付	演奏会 催物等	上映 BGM	社交場 利用
②													
作詞	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
作曲	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×

※フリーワードや作品名、アーティスト名などで検索をお願い致します。
作品名を正確に入力して検索するのがおすすめです。

→ 9 ページ「判定」へ



STEP2-b-②：NexToneデータベースでの「判定」

<放送・配信ともに○>

管理状況													
役割 ⑦	オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告	配信	放送	出版	貸与	通加	演奏会 催物等	上映 BGM	社交場 加ナ
作詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
作曲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

著作権確認OKです。

→11ページ「報告」へ

<放送・配信のいずれかに×が含まれる>

管理状況													
役割 ⑦	オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告	配信	放送	出版	貸与	通加	演奏会 催物等	上映 BGM	社交場 加ナ
作詞	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
作曲	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×

「×」表示の項目について

JASRACでは「○」だった場合

→著作権確認OK 11ページ「報告」へ

JASRACでも「×」だった場合

→著作権確認NG

曲を変更するか権利者に直接許諾をとって下さい

<放送・配信の役割の一部に×が含まれる>

管理状況													
役割 ⑦	オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告	配信	放送	出版	貸与	通知	演奏会 催物等	上映 BGM	社交場 かな
作詞	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×
作曲	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×
作詞	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
作曲	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
作詞	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×
作曲	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×

「×」表示の役割について

JASRACの管理内容と合わせることで
権利クリアできる可能性があります。

→13ページ「問い合わせ」に

状況を詳しくお伝えください。



使用NG音楽の実例

頻繁に問い合わせのある使用NG音楽の実例です。ご確認をお願い致します。

- スマホの着信音
- LINEの着信音
- ファミリーマートの入店音
- 呼び込み君（スーパーやドンキホーテで流れる曲）
- ラジオ体操
- RIZAPのCM曲
- UQモバイルのCM曲
- 東進ハイスクールのCM曲
- 任天堂やCAPCOMのゲーム音楽の一部
- 電車の発車メロディーの一部
- . . . など



使用音楽「報告」

別紙「使用音楽報告書」に必要事項を記載し、期限までに12ページの宛先に送付をお願い致します。

クラス	☐ 春スモール ☐ 春ビッグ ☐ 夏スモール ☐ 夏ビッグ ☐ 冬バトル	出場大会（地区）	入力してください。（例）関東・甲信越 東日本 など
学校名	入力してください。	記入者名	入力してください。
ご連絡先	☐ メール ☐ 電話	入力してください。	

ご連絡先も含め確実に記載

使用曲数：全<選択>曲 / 1曲目	使用時間<選択>分<選択>秒
-------------------	----------------

1曲毎に使用時間も記載

1 著作権（作詞・作曲者の権利）に関する情報			
☐ ① 権利フリーの音楽（著作権の保護期間が満了している詞・曲を含む）		☐ ② 出場校が権利を保有するオリジナル音楽	
☐ ③ 出場校が著作権者から個別に許諾済み		☐ ④ 「使用音楽ガイドライン」に沿って権利クリアした一般の商業音楽	
曲名 (洋楽は原題)	入力してください。	作詞者名（複数の場合、代表者1名+「他」）	入力してください。
		作曲者名（複数の場合、代表者1名+「他」）	入力してください。
☐ 邦楽	☐ 「放送」JASRAC 管理 ☐ 「配信」JASRAC 管理	JASRAC 作品コード	JASRAC 管理の邦楽はこちらに作品コードを入力してください（④のみ）
	☐ 「放送」NexTone 管理 ☐ 「配信」NexTone 管理	NexTone 作品コード	NexTone 管理の邦楽はこちらに作品コードを入力してください（④のみ）
☐ 洋楽	☐ 「放送」JASRAC 管理 ☐ 「配信」JASRAC 管理	JASRAC 作品コード	JASRAC 管理の洋楽はこちらに作品コードを入力してください（④のみ）
	☐ 「放送」NexTone 管理 ☐ 「配信」NexTone 管理	NexTone 作品コード	NexTone 管理の洋楽はこちらに作品コードを入力してください（④のみ）
『外国作品判定リスト』において、『基本使用料必要なし』と確認できたら、右欄にチェックしてください。			

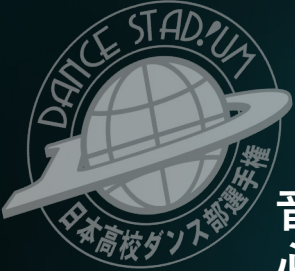
JASRAC／NexTone検索で詳細を確認
・複数人の場合、代表者1名+「他」
例) BOWIE DAVID 他
・「作曲作詞」の場合、両方に記載

JASRAC／NexTone検索で表示される
作品コードを記載

2 原盤権（レコード会社の権利）に関する情報			
☐ ① 放送および配信について権利フリーの原盤		☐ ② 出場校が権利を保有するオリジナル原盤	
☐ ④ CD ショップ等で購入できる国内版 CD		☐ ⑤ レコチョクでダウンロードできる原盤	
☐ ③ 出場校が原盤権者から個別に許諾済み		☐ ⑥ Apple Music でダウンロードできる原盤	
歌手 演奏者	入力してください。	アルバム名	入力してください。
商品番号	入力してください（④のみ）	レコード会社またはレーベル	入力してください。

※重要な変更点※
レコード会社名かレーベル名を
必ず記載してください。
分からない場合は、
「Apple Music」か「mora」で
検索をお願い致します。
（詳しくは次ページ参照）

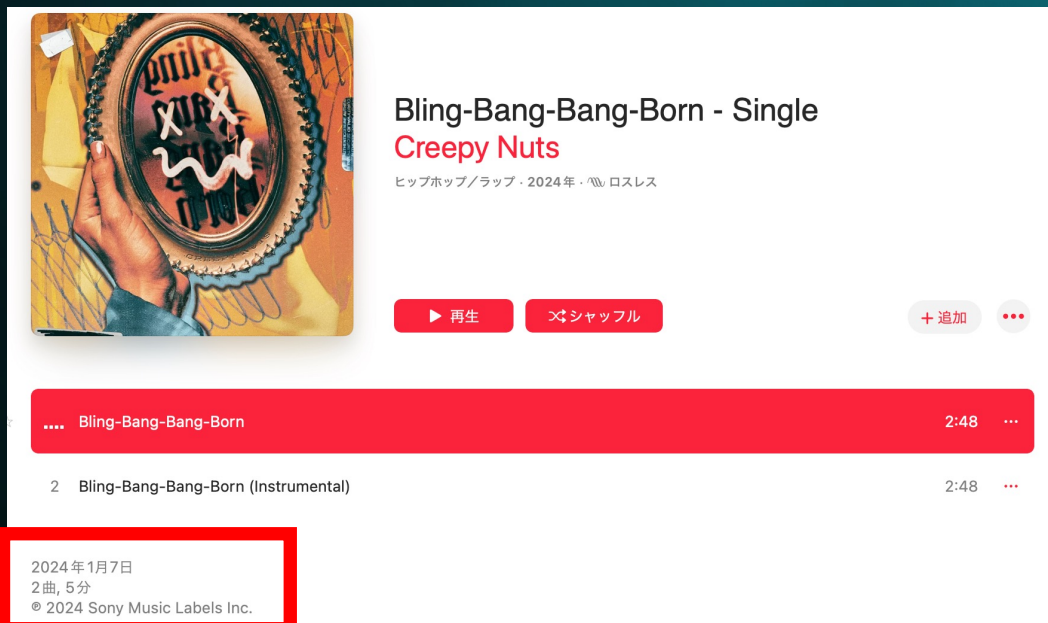
国内版CDの場合 商品番号を記載



レコード会社名（レーベル名）を必ず記載

音楽の申請にあたり、「権利フリー」「オリジナル音楽」「権利許諾済み」でない場合は、必ず楽曲のレコード会社名かレーベル名を記載してください。記入漏れのないようお願い致します。分からない場合も下記「Apple Music」か「mora」のどちらかで調べればレーベル名が判明します。

Apple Music



楽曲を検索すると左下部分にレーベルの記載があります。上記事例の場合は「Sony Music Labels Inc.」と報告書に記入してください。

mora



楽曲を検索するとレーベルの表記があります。上記事例の場合は「Universal Music LLC」と報告書に記入してください

問い合わせ & 報告書提出メール窓口

JASRAC「△」表示など使用音楽に関する相談と使用音楽報告書の提出は下記アドレスにメールでお願い致します。

ダンススタジアム フジテレビ事務局

dance@info.fujitv.co.jp

※使用音楽報告書は、メールに添付してお送りください。

ファイル名は「（年号）（春or夏or冬）_（出場大会）_（学校名）報告書」としてください。

例）「2024夏_関東甲信越_湾岸高校報告書.docx」

※音楽の権利に関するご相談は、メール本文に下記内容を明記してお送りください。

1）学校名 2）ご担当者名 3）メール以外のご連絡先 4）ご相談内容

※権利の検証や調整に時間がかかるケースが多くなっております。

提出期限までに余裕を持った早めのご相談をお願い致します。

※事務局としても可能な限り皆様のご希望通りの音楽で踊って頂きたいと願っており尽力致しますが
インディーズの洋楽など、どうしても権利処理できないケースはございます。

その際は学校で許諾をとって頂くか音楽を変更して頂きます。どうかご容赦ください。

※相談窓口はメールのみです。提出期限近くともフジテレビ代表番号などへのお電話はお控えください。

以上、お手数をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い致します。